

## 新燃岳の経過（令和2年～平成30年）

### ●火口周辺警報（噴火警戒レベル2、火口周辺規制）を発表（令和2年12月25日午後9時）

霧島山（新燃岳）は、火山性地震の増加に伴い、噴火警戒レベル1（活火山であることに留意）から2（火口周辺規制）に上げられました。今後、小規模な噴火が発生するおそれがあることから、火口から概ね2kmの範囲では大きな噴石に警戒してください。

### ●霧島山（新燃岳）に警戒区域を設定（令和2年12月25日午後9時）

霧島山（新燃岳）の噴火警戒レベルが、12月25日午後9時にレベル1からレベル2の火口周辺規制に引き上げられたことにより、霧島市は同日午後10時40分、災害対策基本法第63条に基づき、霧島山（新燃岳）火口から霧島市側の概ね2kmの範囲に警戒区域を設定しました。

### ●噴火警戒を解除（噴火警戒レベル1、活火山であることに留意）を発表（令和2年12月11日午前11時）

霧島山（新燃岳）の噴火警戒レベルが、噴火警報（警戒レベル2：火口周辺規制）から噴火予報（警戒レベル1：活火山であることに留意）へ引き下げられたことから、警戒範囲も新燃岳火口から概ね2kmから火口内等に縮小されました。新燃岳の噴火警戒レベルは1となりましたが、活火山であるため、今後も火山活動に関する情報に十分注意していただきますようお願いします。

### ●警戒区域を火口から霧島市側の概ね2kmの範囲から火口内及び西側斜面並びに火口北西側溶岩流下部の範囲に変更（令和2年12月11日午前11時）

霧島山（新燃岳）の噴火警戒レベルが、12月11日午前11時にレベル2からレベル1に引き下げられたことにより、霧島市は同日午前11時、災害対策基本法第63条に基づき、霧島山（新燃岳）火口内及び西側斜面並びに火口北西側溶岩流下部の範囲に警戒区域を設定しました。しかしながら登山道については、登山者の安全確保の観点から必要な対策が整うまでの間、一部を除きこれまでの立ち入り規制が継続されます。

### ●火口周辺警報（噴火警戒レベル2、火口周辺規制）を発表（令和2年1月2日午後10時40分）

霧島山（新燃岳）は、火山性地震の増加に伴い、噴火警戒レベル1（活火山であることに留意）から2（火口周辺規制）に上げられました。今後、小規模な噴火が発生するおそれがあることから、火口から概ね2kmの範囲では大きな噴石に警戒してください。

### ●霧島山（新燃岳）に警戒区域を設定（令和2年1月2日午後10時40分）

霧島山（新燃岳）の噴火警戒レベルが、1月2日午後10時40分にレベル1からレベル2の火口周辺規制に引き上げられたことにより、霧島市は同日午後10時40分、災害対策基本法第63条に基づき、霧島山（新燃岳）火口から霧島市側の概ね2kmの範囲に警戒区域を設定しました。

### ●噴火警戒を解除（噴火警戒レベル1、活火山であることに留意）を発表（令和元年12月20日午前11時）

霧島山（新燃岳）の噴火警戒レベルが、噴火警報（警戒レベル2：火口周辺規制）から噴火予報（警戒レベル1：活火山であることに留意）へ引き下げられたことから、警戒範囲も新燃岳火口から概ね2kmから火口内等に縮小されました。新燃岳の噴火警戒レベルは1となりましたが、活火山であるため、今後も火山活動に関する情報に十分注意していただきますようお願いします。

**●警戒区域を火口から霧島市側の概ね2kmの範囲から火口内及び西側斜面並びに火口北西側溶岩流下部の範囲に変更  
(令和元年12月20日午前11時)**

霧島山（新燃岳）の噴火警戒レベルが、12月20日午前11時にレベル2からレベル1に引き下げられたことにより、霧島市は同日午前11時、災害対策基本法第63条に基づき、霧島山（新燃岳）火口内及び西側斜面並びに火口北西側溶岩流下部の範囲に警戒区域を設定しました。しかしながら登山道については、登山者の安全確保の観点から必要な対策が整うまでの間、一部を除きこれまでの立ち入り規制が継続されます。

**●火口周辺警報（噴火警戒レベル2、火口周辺規制）を発表（令和元年11月18日午前5時10分）**

霧島山（新燃岳）は、火山性地震の増加に伴い、噴火警戒レベル1（活火山であることに留意）から2（火口周辺規制）に引上げられました。今後、小規模な噴火が発生するおそれがあることから、火口から概ね2kmの範囲では大きな噴石に警戒してください。

**●霧島山（新燃岳）に警戒区域を設定（令和元年11月18日午前5時10分）**

霧島山（新燃岳）の噴火警戒レベルが、11月18日午前5時10分にレベル1からレベル2の火口周辺規制に引き上げられたことにより、霧島市は同日午前5時10分、災害対策基本法第63条に基づき、霧島山（新燃岳）火口から霧島市側の概ね2kmの範囲に警戒区域を設定しました。

**●噴火警戒を解除（噴火警戒レベル1、活火山であることに留意）を発表（平成31年4月5日午前11時）**

霧島山（新燃岳）の噴火警戒レベルが、噴火警報（警戒レベル2：火口周辺規制）から噴火予報（警戒レベル1：活火山であることに留意）へ引き下げられたことから、警戒範囲も新燃岳火口から概ね2kmから火口内等に縮小されました。新燃岳の噴火警戒レベルは1となりましたが、活火山であるため、今後も火山活動に関する情報に十分注意していただきますようお願いします。

**●警戒区域を火口から霧島市側の概ね2kmの範囲から火口内及び西側斜面並びに火口北西側溶岩流下部の範囲に変更  
(平成31年4月5日午前11時)**

霧島山（新燃岳）の噴火警戒レベルが、4月5日午前11時にレベル2からレベル1に引き下げられたことにより、霧島市は同日午前11時、災害対策基本法第63条に基づき、霧島山（新燃岳）火口内及び西側斜面並びに火口北西側溶岩流下部の範囲に警戒区域を設定しました。しかしながら登山道については、登山者の安全確保の観点から必要な対策が整うまでの間、一部を除きこれまでの立ち入り規制が継続されます。

**●火口周辺警報（噴火警戒レベル2、火口周辺規制）を発表（平成31年2月25日午後2時）**

霧島山（新燃岳）は、火山性地震の増加に伴い、噴火警戒レベル1（活火山であることに留意）から2（火口周辺規制）に引上げられました。今後、小規模な噴火が発生するおそれがあることから、火口から概ね2kmの範囲では大きな噴石に警戒してください。

**●噴火警報を解除、噴火予報（噴火警戒レベル1、活火山であることに留意）を発表（平成31年1月18日午前11時）**

霧島山（新燃岳）の噴火警戒レベルが、噴火警報（警戒レベル2：火口周辺規制）から噴火予報（警戒レベル1：活火山であることに留意）へ引き下げられたことから、警戒範囲も新燃岳火口から概ね2kmから火口内等に縮小されました。新燃岳の噴火警戒レベルは1となりましたが、活火山であるため、今後も火山活動に関する情報に十分注意していただきますようお願いします。

**●霧島山（新燃岳）の警戒区域を火口から霧島市側の概ね 2km の範囲から火口内及び西側斜面並びに火口北西側溶岩流下部の範囲に変更（平成 31 年 1 月 18 日午前 11 時）**

霧島山（新燃岳）の噴火警戒レベルが、1 月 18 日午前 11 時にレベル 2 からレベル 1 に引き下げられたことにより、霧島市は同日午前 11 時、災害対策基本法第 63 条に基づき、霧島山（新燃岳）火口内及び西側斜面並びに火口北西側溶岩流下部の範囲に警戒区域を設定しました。しかしながら登山道については、登山者の安全確保の観点から必要な対策が整うまでの間、一部を除きこれまでの立ち入り規制が継続されます。

**●火口周辺警報（噴火警戒レベル 2、火口周辺規制）を公表（平成 30 年 6 月 28 日午前 11 時）**

霧島山（新燃岳）の火口周辺警報が警戒レベル 2（火口周辺規制）へ引き下げられたとともに、新燃岳火口からの警戒範囲も概ね 3km から概ね 2km に縮小されました。新燃岳では、引き続き小規模な噴火の可能性がありますので、新燃岳火口から概ね 2km の範囲では、噴火に伴う大きな噴石及び火砕流に警戒してください。

**●霧島山（新燃岳）に警戒区域を設定（平成 30 年 6 月 28 日午前 11 時）**

霧島山（新燃岳）の噴火警戒レベルが、6 月 28 日午前 11 時にレベル 3 からレベル 2 の火口周辺規制に引き下げられたことにより、霧島市は同日午前 11 時、災害対策基本法第 63 条に基づき、霧島山（新燃岳）火口から霧島市側の概ね 2km の範囲に警戒区域を設定しました。

**●災害警戒本部を廃止（平成 30 年 3 月 16 日午後 6 時）、情報連絡体制に移行**

霧島山（新燃岳）の噴火に対する災害警戒本部を廃止し、情報連絡体制に移行しました。

**●火口周辺警報（警戒レベル 3、入山規制）の警戒範囲を縮小（平成 30 年 3 月 15 日午前 11 時）**

霧島山（新燃岳）では、爆発的噴火が断続的に発生していますが、3 月 11 日以降、さらなる噴火活動の活発化は認められないことから、新燃岳火口からの警戒範囲が概ね 4km から概ね 3km に縮小されました。

**●火口周辺警報（警戒レベル 3、入山規制）の警戒範囲を 4km に拡大（平成 30 年 3 月 10 日午前 5 時 5 分）**

霧島山（新燃岳）の噴火活動が高まっているため、噴火警戒レベルはこれまでどおりレベル 3 ですが、10 日午前 5 時 5 分に新燃岳火口からの警戒範囲が 3km から 4km へ広がりました。

今後も噴火活動が活発になる可能性がありますので、テレビ・ラジオなどの情報に注意してください。

**●災害警戒本部を設置（平成 30 年 3 月 9 日午後 4 時 30 分）**

霧島市では霧島山（新燃岳）の噴火に対する災害警戒本部を 9 日午後 4 時 30 分に設置しました。

**●火口周辺警報（警戒レベル 3、入山規制）の警戒範囲を拡大（平成 30 年 3 月 1 日午後 4 時 40 分）**

霧島山（新燃岳）の噴火活動が高まっているため、噴火警戒レベルはこれまでどおりレベル 3 ですが、気象庁は 1 日午後 4 時 40 分に、火口周辺警報（警戒レベル 3、入山規制）を公表し、火口周辺警報の警戒範囲が概ね 2km から概ね 3km に拡大されました。

新燃岳火口から概ね 3km の範囲では、噴火に伴う弾道を描いて飛散する大きな噴石及び火砕流に警戒するとともに、今後も噴火活動が活発になる可能性がありますので、テレビ・ラジオなどの情報に注意してください。